

令和元年度ツキノワグマ被害防止対策事業実施要領 (狩猟免許等取得支援補助金)

制定 平成 29 年 9 月 15 日 自-999

ツキノワグマ被害防止対策事業（以下「事業」という。）の実施に当たっては、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）及び秋田県生活環境部自然保護課関係補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 1 目的

有害鳥獣捕獲業務（以下「捕獲業務」という。）の担い手を育成・確保するため、第一種銃猟免許（散弾銃、ライフル銃）を新規に取得した者、鉄砲（散弾銃、ライフル銃）の所持許可を新規に取得した者、散弾銃又はライフル銃を新規に購入した者に対して、補助金を交付することを目的とする。

第 2 事業内容

事業内容は次のとおりとし、対象経費及び補助金額については、別表 1 のとおり。

- 1 狩猟免許等取得支援
- 2 散弾銃等購入支援
- 3 ライフル銃等購入支援

第 3 補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 1 秋田県内に住所を有すること
- 2 一般社団法人秋田県猟友会及び下部組織の会員であること、又は同会員になることを確約すること
- 3 市町村が行う捕獲業務に従事していること、又は従事することを確約すること

第 4 補助金の交付申請

- 1 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、補助金交付要綱第 2 に基づき、補助金交付申請書（別紙 1）に次のアからオの書類を添付して、一般社団法人秋田県猟友会長（以下「猟友会」という。）へ提出すること。

ア 委任状（別紙 4）

イ 第一種銃猟狩猟免許状の写し

ウ 猟友会構成員手帳の写し ※既加入者の場合

エ 猟友会加入確約書（別紙 5） ※未加入者の場合

- オ 有害鳥獣捕獲業務従事確約書（別紙6） ※未従事者のみ
- カ 対象経費の領収書等の写し
- キ 鉄砲所持許可証の写し（1頁から4頁まで）

なお、提出期間は、令和2年2月1日から同年2月15日までとする。

- 2 対象経費に対して、居住地の市町村等からも補助金の交付を受ける申請者は、市町村等に関わる申請手続きを完了させてから、県の補助金交付申請書（以下「申請書」という。）を提出すること。
- 3 猟友会は、補助金交付申請書を取りまとめ、令和2年2月20日まで知事へ提出するものとする。

第5 補助金の交付

- 1 補助金の交付は予算の範囲内で行うこととし、全体の申請額が県予算を超過する場合は、補助金の交付額を調整する。
- 2 居住地の市町村等からも補助金が交付される場合は、対象経費から市町村等補助金額を差し引いた額に対し、予算の範囲内で交付する。
- 3 知事は、補助金交付申請書及び添付書類に基づき、補助金の交付額を決定し、申請者に通知（別紙7）するものとする。
- 4 申請者は、補助金額決定通知後、速やかに請求書を知事へ提出すること。

第6 補助金の交付条件

- 1 補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までは、猟友会から脱会しないこと。
- 2 補助金の交付を受けた日から起算して8年を経過する日までは、捕獲業務に従事すること。
- 3 補助金の交付を受けて取得した銃器等については、取得した日から起算して8年を経過する日までは、売却等しないこと。
- 4 上記条件に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年9月15日から施行する。

この要領は、平成30年5月29日から施行する。

この要領は、令和元年6月3日から施行する。